

「朝倉ゆめまる」・「朝倉ゆめまるロゴ」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市宣伝隊長「朝倉ゆめまる」及び「朝倉ゆめまるロゴ」(以下「キャラクター等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、福井市に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、本要綱を遵守することを前提に、あらかじめ市長の書面による許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 次のいずれかに該当するときは、申請を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- (2) 市が主体となって実施するイベント等で使用するとき。
- (2) その他市長が特に認めるとき。

(使用の許諾)

第4条 市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が市のPRや市産品の推進に寄与すると認めるときは、使用の許諾(以下「使用許諾」という。)をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクター

等の使用方法その他について、条件を付することができる。

- 2 許諾期間は、2年以内とする。なお、更新を妨げない。
- 3 市長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（様式第2号）により通知するものとする。

（使用許諾の制限）

第5条 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許諾しないものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教法人を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (4) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。
- (7) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認めるとき。
- (8) その他市長がキャラクター等の使用について適当でないと認めるとき。

（使用料）

第6条 キャラクター等の使用料については、原則無料とする。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第 8 条 第 4 条の規定による使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された使用内容のみに使用すること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第 4 条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) キャラクター等を用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して許諾番号をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

（許諾内容の変更等）

第 9 条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、市長の書面による許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、使用変更許諾書（様式第 4 号）を交付する。

（許諾の取消し等）

第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日からキャラクター等の使用・在庫品である使用物件等の販売、頒布、その他の処分行為を行うことはできないものとする。

(1) 使用者がこの要綱に違反した場合

(2) 使用者が第 4 条の使用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクター等の利用継続が不相当と認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にキャラクター等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この要綱による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与するものではない。

2 この要綱による使用許諾は、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、キャラクター等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、キャラクター等の使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクター等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月11日から施行する。